

高知県高収益作物次期作支援事業費補助金

【 事業申請受付について 】

令和3年1月～令和3年3月(支援対象期間)に発令された新型コロナウイルス感染症まん延防止のための緊急事態宣言の発令により、卸売市場での売上げが平年よりも2割以上減少した月が認められる品目(支援対象品目)について、支援対象期間中の売上げが減少した農業者を対象に、次期作に向けた前向きな取組を支援する高知県高収益作物次期作支援事業費補助金が開始されました。つきましては、土佐清水地域の、合同申請受付を開催いたしますので御参加ください。

なお、事業の内容等は裏面でご確認ください。

※裏面の事業要件により、事業の支援対象とならない可能性がありますので、ご注意ください。

記

開催日程

開催日	場所	開催時間
8月16日(月)	JA 高知県下ノ加江事業所	9:30～16:00
8月17日(火)	JA 高知県三崎支所	

★持参するもの

1. 振込先口座の通帳
2. 下記期間の JA 外 の出荷売上、出荷量が分かる証明書類(出荷伝票等)
2017年～2019年1～3月(過去3年間)

※過去3年の全ての証明書類がない場合には、平成31年(2019年)の1～3月の売上の証明をお持ちください。

※各年の売上額・出荷量につきましては、事前にご自身で計算していただくようご協力お願い致します。

※その他、県税の納税義務者の場合には、県税納税証明書の提出が必要です。

《対象農家》

- 令和3年1月～3月の対象品目の売上が、基準年(前々年もしくは平年)の同時期より減少した方。(JA への出荷以外がある方は出荷伝票等確認できる書類が必要)
- 収入保険加入者又は未加入の場合は、共済組合との具体的な保険設計等の検討を実施できる方。
- 対象品目を作付けしている面積が、1a以上であること。

《対象品目》

野菜	シシトウ、小ナス、米ナス、青ネギ、小ネギ、レタス、キャベツ、さつまいも、葉ゴボウ、もろきゅうり、かいらん菜、ほうれん草、チンゲンサイ、赤ピーマン、春菊、すいか、つわぶき、ブロッコリー、みつば、インゲン、そらまめ、はすいも、葉にんにく、えんどうまめ
果樹	土佐文旦、ポンカン、みかん、金柑
花卉	胡蝶蘭(鉢物)

《交付額》

交付対象面積に対し交付単価を乗じた金額。

ただし、支援対象期間において基準年(前々年又は平年)の同期間(1月から3月)と比較して売上げが減少した品目の減少額の合計の8割の範囲内で交付。

《交付単価》

基本単価:各表の取組を2つ行った次期作の面積に対し、5万円/10a

※施設栽培のししとう、小なす、胡蝶蘭(鉢物)は80万円/10a

※80万円/10aの対象は加温装置(空調装置)又はかん水設備がある施設での栽培しているものに限ります。

《取組項目》

ア	生産・流通コストの削減に資する取組	①機械化体系の導入 ②集出荷経費の削減に資する資材導入
イ	生産性又は品質向上に要する資材等の導入に資する取組	③品目・品種等の導入 ④肥料・農薬等の導入 ⑤灌水設備等の導入
ウ	土づくり・排水対策等作柄安定に資する取組	⑥土壌改良・排水対策の実施 ⑦被害防止技術の導入
エ	作業環境の改善に資する取組	⑧-1 労働安全確認事項の実施(講習会の受講等) ⑧-2 農業機械へ安全装置の追加導入、ほ場環境改善・軽労化対策の導入
オ	事業継続計画の策定の取組	⑧-3 事業継続計画の策定